

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）72条の2第3項及び東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号。以下「条例」という。）25条4項の規定に基づく個人の行う事業に対する事業税（以下「個人事業税」という。）賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり、答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成30年12月3日付けで行った平成30年度分の個人事業税賦課処分（内容は、別紙処分目録記載のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

私は個人で仕事をしていますが、一人親方という状況にあります。基本的に手間請けで、ゼネコンのもと、朝8時から夕方5時を目安に仕事をしています。材料など自分で仕入れることなく、

決まった業務につとめています。事務所も自宅アパートを利用しています。将来的には、人を使って仕事をしたいですが現在は一人です。

個人として業務はしていますが、事業税に値するかは微妙な話で難しいところではあると思いますが、非課税になっている私と同じ状況にある人が沢山います。私だけ課税対象とはとても納得できません。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 元年 11月 22日	諮問
令和 2年 1月 17日	審議（第41回第2部会）
令和 2年 2月 18日	審議（第42回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 事業税の納税義務者等について

ア 法72条の2第3項によれば、個人が行う事業に対する事業税は、第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として事務所又は事業所所在の道府県（法1条2項により「都」と読み替える。東京都知事の賦課徴収権限

は、法 3 条の 2 及び東京都都税条例 4 条の 3 により処分庁に委任されている。)において、その個人に課するとされている。ただし、同条 7 項によれば、これらの各事業を事務所又は事業所を設けないで行う場合は、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものをもって、その事務所又は事業所とみなして、事業税を課税するとされている。

そして、同条 8 項は、「第一種事業」として、14号に「請負業」を掲げている。

イ 地方自治法 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成 22 年 4 月 1 日付総税都第 16 号（全部改正）総務大臣通知。以下「取扱通知」という。）によれば、事業税の納税義務者である「事業を行う個人」に当たるか否かの判断基準について、事業を行う個人とは、当該事業の収支の結果を自己に帰属せしめている個人をいうものであるとした上で、他の諸法規において雇傭者としての取扱いを受けているということのみの理由で直ちに法上「事業を行う者」に該当しないとはいえず、「その事業に従事している形態が契約によって明確に規制されているときは、雇傭関係の有無はその契約内容における事業の収支の結果が自己の負担に帰属するかどうかによって判断し、また契約の内容が上記のごとく明確でないときは、その土地の慣習、慣行等をも勘案のうえ当該事業の実態に即して判断すること」とされている（取扱通知第 3 章・第 1 節・第 1・1 の 5・(2)）。

ウ 東京都では、個人事業税の課税事務の運営に当たり、「個人事業税課税事務提要」（平成 24 年 8 月 1 日付 24 主課課第 153 号東京都主税局長通達。なお、本件に適用されるの

は、平成30年3月30日付29主課課第549号による改定後のものである。以下「事務提要」という。)を策定している。

事務提要によれば、事業税における「事業」の定義について、「事業とは、一般に、営利又は対価の取得を目的として、自己の危険と計算において独立的に反復継続して行われる経済行為と解される。しかし、事業の意義については地方税法上特段これを定義する規定が設けられていないため、ある経済行為が事業に該当するかどうかの判断は、最終的には法意及び社会通念に照らして行うこととなる。」としている(事務提要第3章・第1節・第1・1・(1))。

エ また、事務提要では、法72条の2第8項14号に規定する「請負業」とは、「通常請負契約によってある仕事を完成させることを約し、その完成した仕事の結果に対する報酬の収益を目的として行う事業をいう。」とされている(事務提要第3章・第2節・第14・1)。

そして、取扱通知第3章・第1節・第2・2の1・(7)によれば、大工、左官、とび職等が請負業に該当するかどうかの認定に当たっては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであることとされており、大工、左官、とび職等が建設、据付け、組立てその他これらに類する作業において、業務を遂行し又は役務を提供したことの対価として支払を受けた報酬に係る所得区分は、当該報酬が請負契約又はこれに準ずる契約に基づくものであれば事業所得に該当するとされている(平成21年12月17日付課個5-5国税庁長官通知「大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得税の取扱いについて(法令解釈通達)」、以下「法令解釈通達」という。))。

オ また、完成を約する「仕事」は、事務提要によれば、「全

過程の一部を請負うものであっても差し支えなく、結果の内容は有形的結果（家屋の建築、製本、起毛等）であると、無形的結果（婚姻成立の媒介等）であることを問わない。」とされている（事務提要第3章・第2節・第14・1）。

請負業の判定に当たっては、独立性の判定基準を設けており、「事務所等を有する者、又は従業員を雇用し若しくは事業専従者を有する者は、独立して事業を行っているものと認められることから、請負業と認定する。」としている（事務提要第3章・第2節・第14・2・(1)）。

(2) 個人事業税の課税標準等について

ア 課税標準等について

個人事業税の課税標準は、法72条の49の11第1項において、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得による旨を定めている。なお、条例も、38条1項に同旨の規定を置いている。

上記課税標準の算定方法として、法72条の49の12第1項は、前条1項の当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得は、当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中における事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得につき適用される所得税法27条に規定する事業所得の計算の例（事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。）によって算定するものとされている。

そして、法72条の50第1項によると、個人が行う事業に対し事業税を課する場合においては、原則として、当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準

である所得のうち、事業所得について当該個人が税務官署に申告した課税標準を基準として事業税を課するものとされている。

イ 事業主控除について

法72条の49の14第1項によれば、事業を行う個人については、当該個人の事業の所得の計算上290万円を控除するとされている。

ウ 個人事業税の標準税率について

法72条の49の17第1項1号によれば、第一種事業を行う事業に対する個人事業税は、所得（法72条の49の11第1項及び条例38条1項）に100分の5の標準税率によって定めた率を乗じて得た金額とされている。

エ 青色申告について

所得税法143条によれば、事業所得を生ずべき業務を行う者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、確定申告書を青色の申告書により提出することができることされており、同法144条は、その年分以後の各年分の所得税につき同法143条の承認を受けようとする者は、その年の3月15日までに当該業務に係る所得の種類その他財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないとされている。

オ 賦課徴収に関する申告について

法72条の55第1項によれば、個人事業税の納税義務者で、法72条の49の12第1項の規定（上記ア）によって計算した個人の事業の所得の金額が、法72条の49の14第1項の規定による控除額（290万円）を超えるものは、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、当該年の前年中の事業の所得並びに当該年の前年において生じた譲渡損

失の金額及び法72条の49の12第2項及び第3項の事業専従者控除に関する事項その他当該事業の所得の計算に必要な事項を事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告しなければならないとされている。ただし、個人事業税の納税義務者が前年分の所得税につき所得税法2条1項37号の確定申告書（以下「確定申告書」という。）を提出した場合には、確定申告書が提出された日に、上記の法72条の55第1項の規定による申告（以下「事業税の申告」という。）がされたものとみなすとされ（法72条の55の2第1項）、その場合、確定申告書に記載された事項のうち事業税の申告に必要な事項に相当するもの及び確定申告書に附記された事業税の賦課徴収につき必要な事項は、事業税の申告がされたものとみなすとされている（法72条の55の2第2項及び3項）。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

(1) 請求人が「事業を行う個人」であると認めることができるか否かについて

本件確定申告書等によれば、請求人は、自己の職業を「内装業」として、その業務の対価として報酬（7,127,490円）を得る一方で、経費として、地代家賃（自宅兼事務所の賃借料のうちの必要経費算入額342,000円）、事業用の車両に係る減価償却費（427,500円）、接待交際費（526,696円）、損害保険料（78,840円）、消耗品費（197,159円）及び福利厚生費（36,000円）等を計上している。

そして、請求人は、所得税法143条に規定する青色申告の承認を受け、所得税の確定申告をしていることが認められ、さらに、650,000円の青色申告特別控除の適用を受けてい

ることが認められる。

青色申告特別控除は、事業所得を生ずべき事業を営んでいる者が定められた要件を満たす場合に適用されるものである。

よって、請求人は、事業を営んでいる者として、これらの個人事業税の賦課徴収に必要な事項を本件確定申告書に附記し、申告したものと認められる。

また、請求人の報酬について、青色申告決算書によれば、「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄に、毎月売上（収入）金額の計上があること、「減価償却費の計算」シートにおいて、「本年中の償却期間」欄に12か月として減価償却費を算定していることから、請求人は、年を通して継続的に業務を行う意思があるものと考えられる。さらに、本件明細書によると、請求人は、時間給・日給又は月給ではなく、出来高制により受け取っていることが認められる。

以上のことから、請求人の業務に係る収支の結果は請求人自身の負担に帰属するとみるべきであり、請求人は、報酬を得るために、自己の危険と計算において同業務を独立的に継続して行っていることが認められる。

したがって、請求人は「事業を行う個人」と認められる（1・(1)・イ参照）。

- (2) 請求人の業務が法72条の2第8項14号に規定する「請負業」に該当するか否かについて

請求人は、本件確定申告書等において自らの職業を「内装業」と申告しており、内装業務の対価として出来高制による報酬を得ているものと認められるが、一般に「内装業」は、「大工、左官、とび職等」の一類型と解されるところ、大工、左官、とび職等が請負業に該当するか否かを認定するに当たっては、国の税務官署の取扱いに準じるとされている（取扱通知

第3章・第1節・第2・2の1・(7))。そして、法令解釈通達によれば、大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得区分として、「事業所得とは、自己の計算において独立して行われる事業から生じる所得をいい、例えば、請負契約又はこれに準ずる契約に基づく業務の遂行ないし役務の提供の対価は事業所得に該当する。」とされている。

また、事務提要によれば、請負業の認定に当たっての独立性の判定基準として「事務所等を有する者、又は従業者を雇用し若しくは事業専従者を有する者は、独立して事業を行っているものと認められることから、請負業と認定する。」とされている。

これらを請求人についてみると、本件確定申告書において内装業から得る所得を「事業所得」として申告していること、その所得は自己の危険と計算において独立的に継続して行われる事業から生じる所得であること、自宅内に事務所を設け、内装業に必要な経費として、青色申告決算書に事務所に係る地代家賃を計上していることが認められる。

以上のことから、請求人の業務は、法72条の2第3項の第一種事業のうち、同条第8項14号の請負業に該当するものと認められる。

- (3) 本件処分における税額について、その算定が適正か否かを検証する。

請求人が、平成30年3月9日付けで〇〇税務署に提出した平成29年分の所得税に係る本件確定申告書等によれば、事業に係る総収入金額は7,127,490円であり、必要経費の合計金額は2,071,082円であることが認められる。

そして、本件処分における個人事業税の税額については、上記の本件確定申告書等により申告された請求人の事業収入の金額7,127,490円から、必要経費の合計金額2,071,

082円及び事業主控除額2,900,000円（法72条の49の14第1項）を減じて得た課税標準額2,156,000円（法20条の4の2第1項の規定により千円未満は切捨て）に、第一種事業における税率100分の5（法72条の49の17第1項1号及び条例39条の3第1号）を乗じた額107,800円（法20条の4の2第3項の規定により百円未満の端数は切り捨てる。）となっており、違算等の事実は認められない。

- (4) 以上のとおり、本件処分は、請求人が行う第一種事業に対して、上記1の法令等の定めに基づき適正に個人事業税を課したものであるということができ、税額の違算等の事実もないことから、違法又は不当な点を認めることはできないものである。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり、請求人の業務内容は請負業には当たらず、個人事業税の課税対象とならないことから、本件処分は、違法又は不当である旨主張する。

しかしながら、上記2で検討したとおり、請求人の事業が、「請負業」の範ちゅうにあることが認められることからすれば、請求人の主張には理由がないというほかはない。

また、請求人は、請求人と同じ状況で非課税になっている人が沢山いるとも主張する。

しかしながら、事業性や業種認定は個別に判断するものであり、請求人と似た状況で非課税になっている者がいるからといって、請求人が同じように非課税となるものではない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙 (略)